

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成30年1月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
業務管理システム及び債権管理システム再構築に係るデータ移行支援業務契約(変更契約)	H30.1.30	8,209,555	随意	8,209,555	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
財務会計システム移行に係る業務、貸借及び保守契約一式(変更契約)	H30.1.31	35,797,896	随意	36,848,575	97.14%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区三田1-4-28 NECネットワークソリューションズ株式会社	
新潟地方事務所借上宿舍貸借契約	H30.1.5	1,640,928	随意	1,640,928	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	新潟県佐渡市徳和2377番地2 株式会社北雪酒造	
富山地方事務所借上宿舍貸借契約	H30.1.4	1,091,727	随意	1,091,727	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	富山県富山市今泉西部3番地9 アサヒ保証サービス株式会社	
鹿児島地方事務所借上宿舍貸借契約	H30.1.4	948,455	随意	948,455	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
青森地方事務所借上宿舍貸借契約	H30.1.4	1,493,123	随意	1,493,123	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	青森県青森市橋本1-7-2 北方商事株式会社	
青森地方事務所借上宿舍貸借契約	H30.1.4	1,606,676	随意	1,606,676	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
静岡地方事務所借上宿舍貸借契約	H30.1.1	1,350,000	随意	1,350,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
兵庫地方事務所借上宿舍貸借契約	H30.1.19	2,143,704	随意	2,143,704	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社	
滋賀地方事務所借上宿舍貸借契約	H30.1.22	1,551,840	随意	1,551,840	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
熊本地方事務所借上宿舍貸借契約	H30.1.31	1,612,160	随意	1,612,160	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
本部借上宿舍貸借契約	H30.1.31	1,172,160	随意	1,172,160	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部	
本部借上宿舍貸借契約	H30.1.16	1,665,860	随意	1,665,860	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
東京地方事務所借上宿舍貸借契約	H30.1.25	1,609,860	随意	1,609,860	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社	
合 計		61,893,944						

○会計規程

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行われなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。
- (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
- (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
  - (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
  - (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
- 2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
- (1) 契約の予定価格が少額であるとき。
  - (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則

(随意契約によることのできる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることのできる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1)～(6)省略
- 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることのできる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
  - (1) 外国で契約をする場合
  - (2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合
  - (3) 競争に付しても入札者がないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
  - (4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える債務
- (5) 前各号に準じて、理事長が必要であると認めたもの